郵便入札における注意事項について

- 1. 対象となる建設工事・工事関連業務委託
 - (1) 特定建設共同企業体(以下「JV」という。)により施工する工事
 - (2) 宇都宮市内に主な営業所を持たない業者が参加(指名)対象に含まれる工事・工事関連業務委託
 - (3) 総合評価落札方式による工事
 - (4) システム改修等により電子入札で対応できない工事・工事関連業務委託 これら以外の工事・工事関連業務委託は,原則として電子入札で実施します。

2. 入札書等の郵送にあたって

- (1) 入札書及び封筒は郵便入札専用(総合評価落札方式の場合は総合評価落札方式専用)のものを 使用してください。
- (2) 入札書には,入札番号・工事名(業務名)・工事場所(履行場所)・金額・開札日・会社の住所・ 商号又は名称(JVの場合は,JVの名称,JVの代表者及び構成員の商号又は名称)・代表者氏 名(JVの場合は,JVの代表者及び構成員の代表者氏名)を記入し,代表者印を押印してください。
- (3) 入札書の日付は,指名通知又は公告の「開札日」を記入してください。到着期限日とは異なりますのでご注意ください。
- (4) 郵便入札に使用する封筒は,指名通知又は参加申請時に専用のものを交付します。他の封筒は使用できませんので,毀損や誤記入の場合は契約課に相談してください。
- (5) 入札書は,1件ごとに封筒に入れ封緘してください。
- (6) 封筒には,入札番号・開札日・工事名(業務名)・会社の住所(JVの場合は,JV代表者の住所)・商号又は名称(JVの場合は,JVの名称,JVの代表者及び構成員の商号又は名称)・代表者氏名(JVの場合は,JVの代表者の代表者氏名)・電話番号(JVの場合は,JVの代表者の電話番号)・ファックス番号(JVの場合は,JVの代表者のファックス番号)を記入してください。
- (7) 入札書は「一般書留」,「簡易書留」のどちらかで提出してください。これら以外の場合には無効となります。

なお,入札書は日本郵便株式会社 宇都宮中央郵便局留とし,契約課への直接持参は認めませんのでご注意ください。

- (8) 郵送に係る費用については,入札の結果にかかわらず入札参加者の負担となります。
- (9) 郵便局から交付される「差出控え」は,入札終了まで保管してください。

3. 提出期限について

郵送による到着期限日は原則として開札日の前日です。指名通知や公告で確認してください。入札 書が指定された期日までに,宇都宮中央郵便局に到着しない場合は,失格となります。

4. 入札書の引換え等の禁止

一度提出した入札書の引換え,撤回はできません。

5. 無効となる入札について

次のいずれかに該当する場合は無効になりますのでご注意ください。

- (1) 専用の封筒を使用しない入札
- (2) 一般書留,簡易書留以外で郵送された入札
- (3) 一つの封筒に2枚以上の入札書をいれた入札
- (4) 一件の入札に2通以上の封筒が郵送された入札
- (5) 指定封筒に入札の件名又は差出人名が記載されていない入札
- (6) 入札書に入札者の所在地,商号又は名称及び代表者氏名並びに代表者印(年間委任をしている場合は年間委任者のもの)のない入札
- (7) 入札時に提出する工事費内訳書又は業務委託費内訳書に,入札者の商号又は名称,代表者氏名, 代表者印又は年間委任者印のない入札
- (8) 浸透印(朱肉が不要な印)による入札
- (9) 入札書又は工事費内訳書又は業務委託費内訳書以外のものを同封した入札
- (10) 工事費内訳書又は業務委託費内訳書が同封されていない入札
- (11) 入札金額と工事費内訳書又は業務委託費内訳書の金額が異なる入札
- (12) 入札書と工事費内訳書又は業務委託費内訳書,封筒の案件名が異なる入札
- (13) 入札書に記載事項が不明瞭で判読できない入札
- (14) 入札書の金額を訂正した入札
- (15) 入札前に公表した予定価格を上回る金額でした入札
- (16) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- (17) 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- (18) その他指定された入札条件に合致しない入札

6. 入札の辞退について

入札を辞退することはできます。ただし,郵便入札用の辞退届を到着期限日までに契約課に持参するか,到着期限日までに届くように,指定の封筒で,入札書と同様に郵送してください。

7. 開札

開札は,指名通知又は公告に定めた日時及び場所において行います。

8. 立会人

- (1) 開札にあたって,その日の電子入札及び郵便入札参加者の中から抽選で選定した1人に立会人として立会っていただきます。立会人には開札の前日までに電話で連絡するとともに,立会人選定通知書をファックスで送付します。
- (2) 立会人として選定された方は,特別の事由により認められたもの以外は,開札の立会に協力していただきます。
- (3) 立会人には,連続する複数の入札の立会人を兼務していただく場合があります(当該入札を含む 10件までとし,1時間程度立会っていただきます。)。また,同日に開札を行う電子入札による 建設工事の一般競争入札で電子くじを実施する場合には,電子くじの執行確認等を依頼することが ありますのでご承知おきください。
- (4) (3)により兼務となった入札の参加者からは,立会人は選定しません。

- (5) 代理人が立会う場合は,委任状をお持ちください。
- 9. 開札の結果,最低価格者が2者以上になった場合

指名競争入札の場合は,落札者の決定を保留した上で,当該入札者に連絡を取り,別に指定する日時及び場所において,くじにより落札者を決定するものとします。

一般競争入札の場合は、電子くじにて入札参加資格審査の順位を決定するものとします。その後、審査順位が第1位の者から入札参加資格審査を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定します。満たしていない場合は、第2位の者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとします。

10. 入札の結果について

- (1) 落札者や落札候補者には,入札(開札)終了後速やかに電話でお知らせします。
- (2) 入札結果は,落札決定の翌日から契約課及び市役所1階の行政情報センターで公表します。また,後日ホームページにも掲載します。